令和3年度採用

群馬県公立学校教員選考試験問題

特別支援教育に関する科目

受験番号	氏	
験		
番		
号	名	

— 注 意 事 項 –

- 1 「開始」の指示があるまでは、問題用紙を開かないでください。
- 2 問題は、1ページから6ページまであります。「開始」の指示後、すぐに確認してください。
- 3 解答は、すべて解答用紙に記入してください。
- 4 「終了」の指示があったら、直ちに筆記具を置き、問題用紙と番号順に重ねた解答用紙を机の上に置いてください。
- 5 退席の指示があるまで、その場でお待ちください。
- 6 この問題用紙は、持ち帰ってください。

- 1 知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校における教育について、次の(1) ~(3) の問いに答えなさい。
- (1) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)及び特別支援学校高等部学習 指導要領(平成31年2月告示)に示された、知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う 特別支援学校における教育課程について説明した次の文中の(①)~(③)に当てはまる 語句を書け。
 - ア 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては、(①)、国 語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動並びに自立活動については、特 に示す場合を除き、全ての児童に履修させるものとする。
 - イ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて(②))科を設けることができる。
 - ウ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、各学科に共通する各教科等として、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業及び家庭の各教科、道徳科、(3)、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての生徒に履修させるものとする。
- (2) 知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校における各教科の指導内容の設定について、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)では、どのように設定するものとしているか。以下の語句を用いて、簡潔に書け。
 - 【 各教科の段階に示す内容 経験 】
- (3) 次に示された、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部における国語科 1 段階の児童の姿を参考に、あなたはこの段階の児童に国語科の指導を行う上で、どのようなことが 大切だと考えるか簡潔に書け。

<1段階の児童の姿>

1段階の児童は、身近な人や興味や関心のある物事との関わりを繰り返しながら、その場面で用いる言葉が存在することや、言葉を使うことで相手の反応に変化があることに気付き始める段階である。

(特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編(小学部・中学部) (平成30年3月)より)

- 2 特別支援学校高等部の教育について、次の(1)~(4)の問いに答えなさい。
- (1) 次の文は、特別支援学校高等部学習指導要領(平成31年2月告示)に示された特別支援学校高等部の教育目標である。文中の(①)、(②)に当てはまる語句を書け。

高等部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第51条に規定する(①)教育の目標
- 2 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し(②))を図るために必要な 知識、技能、態度及び習慣を養うこと。
- (2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修について、下の①、②に当てはまる教科名を1つずつ書け。ただし、②において学校設定教科は除く。
 - ① 各学科に共通する教科
 - ② 主として専門学科において開設される教科
- (3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、主として専門学科において開設できる教科名を1つ書け。ただし、各学科に共通する各教科及び学校設定教科は除く。
- (4) 各教科の指導を行うに当たって、次の①、②の場合の指導上の留意点を1つずつ簡潔に書け。
 - ① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う場合
 - ② 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う場合

- 3 特別支援学校における各教科等の指導計画及び個別の指導計画について、次の(1)、(2)の問いに答 えなさい。
- (1) 各教科等の指導計画の作成に当たっての説明として正しいものを、次のア〜オから2つ選べ。
 - ア 各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の各学年の内容として示している指導事項は、特に 示す場合を除き、指導の順序を示しているものではない。
 - イ 知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部において、 学年の内容を2学年まとめて示した各教科及び外国語活動については、特に示されている場合を 除き、いずれかの学年に分けて指導したり、いずれの学年においても指導したりするものとして いる。
 - ウ 特別支援学校に在籍している児童(生徒)は、障害の状態が様々であることから、主体的・対 話的で深い学びよりも、個別の活動を重視した指導計画を作成する。
 - エ 知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校において、各教科、道徳科、 外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合、各教科、道徳科、 外国語活動、特別活動及び自立活動のそれぞれの目標及び内容を基にする必要はないが、年間指 導計画を作成する必要はある。
 - オ 単元又は1コマの時間の中で、複数の教科の目標や内容を組み合わせて、学習活動を展開する 合科的な指導は、教科のねらいをより効果的に実現するための指導方法の1つである。
- (2) 次に示しているのは、病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部3年生Aさんの 個別の指導計画の一部である。この個別の指導計画について、後の①、②の問いに答えよ。

令和2年度 群馬県立○○特別支援学校高等部 個別の指導計画 学年

- ・疾患による体力低下のため、授業の実施は1日当たり30分を2コマまでが限界である。 ・学習意欲が高く、大学進学を目指している。現在は、高2の2/3を学習済み。 ・病気について告知されているが、自分の病気について「知りたくない」と受け入れられてい ない様子が見られる。

今年度の目標	主な指導の場
学 ・志望校合格に向けて、全体的な学力の向上を目指す。	各教科の指導
習 ・治療等により学習時間が限られているため、計画的	ホームルーム活動
面に学習に取り組む。	自立活動
生・疾患に対する理解を深め、病気とうまく付き合いな	ホームルーム活動
活 がら安定した生活が送れるよう努力する。	自立活動
面	

(前期)

(14.47/14/	目標	評価
各教科	・自分の得意分野や苦手分野を把握し、バラン	
	スのよい学習計画を立て、実行する。	
自立	•	
活動		

(以下、略)

- ① Aさんの実態や今年度の目標を踏まえた自立活動の目標を書け。
- ② Aさんが次のような状況になった際に、どのような指導方法が考えられるか簡潔に書け。

<Aさんの状況>

- 年度途中に病状が悪化して入院し、登校して学習することができなくなった。
- 感染症に感染するおそれがあるため、教員を派遣してのベッドサイド学習は行えない。
- ・ 上記のような状況ではあるが、1日の中で病状が安定している時間が多く、本人が主治医に「勉強を進めたい」と願い出ており、主治医も「安定している時間における学習については無理のない程度に行ってよい」と許可している。
- 4 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)の一部である。後の (1)~(3)に答えなさい。
- 4 病弱者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校
 - (1) 個々の児童(生徒)の学習状況や病気の状態,授業時数の制約等に応じて,(a)指導内容を 適切に精選し,基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに,指導内容の連続性に配慮した工 夫を行ったり,各教科等相互の関連を図ったりして,効果的な学習活動が展開できるようにす ること。
 - (2) (略)
 - (3) (略)
 - (4) (略)
 - (5) 児童(生徒)の病気の状態等を考慮し、学習活動が(①)となる又は必要以上に(②)することがないようにすること。
 - (6) 病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な児童(生徒)については、(b)<u>姿勢の</u>変換や適切な休養の確保などに留意すること。
- (1) 前の文中の(①)、(②)に当てはまる語句を書け。
- (2) 下線部(a)に関連して、病弱者である児童(生徒)の中には、前籍校で学習した事項が断片的になっていたり定着していなかったりすることがある。このことについて、次の①、②の問いについて答えよ。
 - ① このような問題が生じる背景として考えられることを書け。
 - ② このような問題を解決するために実施すべきことと、その際、配慮すべきことは何か。「前籍校との連携を密にするとともに」という書き出しで書け。
- (3) 児童(生徒)の病気の状態等に応じて弾力的に対応するために、適宜健康観察を行い、病状や体調の変化を見逃さないようにする必要がある。下線部(b)に関連した事例として、授業を受けるために無理をして座り続けてしまう児童(生徒)がいた場合、必要な指導上の配慮と、その配慮を行う理由を書け。

- 5 聴覚障害教育に関連して、次の(1)~(4)の問いに答えなさい。
- (1) 以下の表は、第2次群馬県手話施策実施計画(令和2年3月)策定までの、聴覚障害に関連した動きの一部を示したものである。表中の(①)、(②)に当てはまる語句を書け。
 - ・ 平成18年 国際連合総会にて「(①)」採択
 - 平成23年 「障害者基本法」改正
 - ・ 平成25年 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定
 - 平成26年 「(①)」批准
 - 平成27年 「群馬県(②)」制定
 - 平成28年 「群馬県手話施策実施計画」策定
 - 令和2年 「第2次群馬県手話施策実施計画」策定
- (2) 次の文は、学校教育法施行令第22条の3における聴覚障害者の定義である。空欄に当てはまる 語句を書け。

両耳の聴力レベルがおおむね 以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の 話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

(3) 次の文は、特別支援学校学習指導要領解説各教科等編(小学部・中学部)(平成30年3月)における、聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における配慮事項の一部を抜粋したものである。文中の下線部について、どのような意思の相互伝達方法が考えられるか。2つ書け。

児童生徒の聴覚障害の状態や興味・関心,教育歴等の実態は多様である。したがって,各教科の指導に当たっては,指導目標の達成や指導内容の確実な習得を目指して,それぞれの児童生徒の実態に応じ,教師とのコミュニケーションが円滑かつ活発に行われることが必要である。

(中略)

また、各教科の指導においては、話合い活動を中心に授業が展開され、そのことを通して、学 習内容の理解が図られることから、意思の相互伝達が円滑かつ的確に行われ、それが全体として 一層活発化されることが特に望まれる。

このため、児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じて、<u>多様な方法</u>を適切に選択・活用することが大切である。

(4) 近年では、聴覚補償機器等の性能が向上していることを受け、補聴器や人工内耳等を装用する児童生徒の聞こえの程度や聞こえ方は多様化している。児童生徒一人一人の保有する聴覚を最大限に活用するために教師が配慮すべき点を書け。

- 6 自立活動の指導に関連して、次の(1)~(3)の問いに答えなさい。
- (1) 特別支援学校幼稚部教育要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)において、発達障害や重複障害を含めた障害のある幼児児童生徒の多様な障害の種類や状態等に応じた指導を一層充実するため、「1健康の保持」の区分に新たに設けられた下の項目の (①)、(②)に当てはまる語句を書け。

「障害の(①)の理解と生活環境の(②)に関すること」

- (2) 次の文は、特別支援学校幼稚部教育要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)における、重複障害者等に関する教育課程の取扱いについて示したものである。文中の(①)~(③)に当てはまる語句を書け。
- 4 重複障害者のうち、障害の状態により(①)がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の(②)又は各教科、外国語活動若しくは(③)に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。
- (3) 次の表は、肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校に在籍するAさん(小学部 4学年)の実態及び自立活動の目標を示したものである。後の①、②の問いに答えよ。

○ 脳性麻痺(四肢麻痺)があるが、右手についてはある程度自由に動かすことができる。 ○ 中度の知的障害があり、平仮名はほとんど読むことができるが、自分で書くことはできない。 ○ 「はい」「さようなら」程度のあいさつを中心に、音声言語による意思表出ができるが、発音が不明瞭である。 ○ 会話は単語でのやりとりが中心であり、「トイレ」「みず (が欲しい)」等の要求を伝えることはあるが、自分から他者に話しかけることは少ない。 ○ うれしいときなど、気持ちが高まると全身に力が入ってしまうことがある。 ○ 車いすによる移動が主であり、自分で座位姿勢をとることは難しい。 Aさんの自立活動の目標 ○ 自分が経験したことについて、相手に伝わる表現方法を用いて話しかけることができる。

- ① 指導目標を達成するために、実態から指導内容を設定するまでの流れにおいて、必要な項目を 選定する段階がある。Aさんの実態を踏まえ、自立活動の目標を達成するために扱うべき指導の 区分は何か、3つ書け。ただし、「健康の保持」を除く。
- ② Aさんの実態及び自立活動の目標を踏まえると、Aさんに対する自立活動の指導内容としてどのようなものが考えられるか具体的に書け。

科目	特別	支援教育に 解答用	関する科目 紙	2枚中の1	受験番号	氏名			(3年)
									_
1	(1)	1)			2		3		
	(2)								
	(3)								
2	(1)	1			2				
	(2)	1)			2				
	(3)								
	(4)	1)			,				
		2							
3	(1)								
	(2)	1							
		2							

科目	特別		女育に関する科目 军答用紙	2枚中の2	受験番号			氏 名			(3年)
4	(1)	1					2				
	(2)	1									
		2	前籍校との連携	を密にするとともに	<u>-</u> ,						
	(3)	【指	【指導上の配慮】								
		【理	由】								
5	(1)	1)					2				
	(2)										
	(3)										
	(4)										
6	(1)	1			2						
	(2)	1)			2				3		
	(3)	1)									
		2									

以下はあくまでも解答の一例です。

科	特別支援教育に関する科目	2枚中の1	受験	氏	(3年)	
目	解答用紙	解答用紙	27次年9月1	番号	名	(37)

1	(1)	1	生活(科)	3点	2	外国語 3点	3	総合的な探究の時間 3点	
	(2)	(解答例)各教科の段階に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を 設定する。							
		設正	する。						
	(3)					見童の興味・関心のある事柄、人			
		て、	思い描いた事物や事	柄を相手と共有	し、『	自分の思いを身近な人に伝えるた	めに必	S要な国語を身に付ける。 	

7

9

25

2	(1)	1)	高等学校	2	自立	各3点	6			
	(2)	1	国語、地理歴史、公民、数学、理科、 保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、 理数から1つ	2	農業、工業、商業、水産、家庭、看 護、情報、福祉、理数、体育、音楽、 美術、英語、保健理療、印刷、理容 ・美容、クリーニングから1つ	各3点	6			
(3) 家政、農業、工業、流通・サービス、 福祉から1つ										
	(4)	1	 ・点字又は普通の文字等による的確な理解と豊かな表現力を一層養う。 ・既習の内容や経験と関連付けながら、具体例を示すなど指導方法を工夫する。 ・指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項を確実に習得するとともに考えを深めていくことができるよう指導する。 ・視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の活用を通して、生徒が効率的に多様な情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにする。 ・生徒が空間や時間の概念を活用して場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮する。 							
	・専攻科に入学した生徒については、社会経験等を踏まえた指導内容となるよう工夫する。 ② (解答例) ・生徒の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努める。 ・指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導する。 ・学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫する。 ・生徒の身体の動きや石の表出の状態に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫する(コンピュータ等の情報機器などを有効に活用する)。									

3	(1)			6
	(2)	1		5
		2	(解答例) CT機器を用いたオンライン授業を行うことやメール等を使って学習課題のやりとりを行うこと。	7
				18

・自立活動の時間における指導と密接に関連させる。

以下はあくまでも解答の一例です。

科	特別支援教育に関する科目 解答用紙	2枚中の2	受験	氏	(3年)
目		21次十072	番号		名

4	(1)	1	負担過重 3点	2	制限 3点	6
	(2)	1	【問題の背景】 5点 (解答例) 各教科の内容は、前学年までに学習したことを基盤に 教科書や学習進度が違ったり学習の空白があったりす			5
		2	【実施・配慮すべきこと】 9点 (解答例) 前籍校との連携を密にするとともに、 各教科の学年間 計画を作成する必要がある。その際、重要な指導内容 を勘案して、指導の時期や方法、時間配分なども考慮	が欠落	ないよう配慮するとともに、入院期間や病状等	9
	(3)		 導上の配慮】 答例 適宜声をかけて、自ら休憩を取らせたり、姿勢を	交換さ	らせたりする。 3点	3
			由】 答例)体調の変化に気付かせ、自ら休憩を求める等の自	己管理	目ができるようにするため。 4点	27

5	(1)	1	障害者の権利に関する条約 3点 ② 手話言語条例 3点								
	(2)		60デシベル 3点								
	(3)	聴覚	聴覚活用、読話、発音・発語、文字、キュード・スピーチ、指文字、手話などから2つ 各3点								
	(4)	(解答例) - 定期的な聴力測定の実施 - 一人一人の児童生徒の補聴器の適切なフィッティングの状態などについての確認 - 授業の開始時に、教師が一人一人の児童生徒の補聴器を用いて、実際に音声を聞いてみるなどの方法で点検を行うなどの配慮 等									

						1		
6	(1)	1	特性 3点	2	調整 3点			
	(2)	1	特に必要 3点	2	一部 3点	3	総合的な学習の時間 3点	
	(3)	1	「心理的な安定」、「身体の動き	غ], ا	環境の把握」、「身体の動き」、「コミ	ユニ	ケーション」のうちから3つ 各3点	
		2	(解答例) 8点 ・その日にあった出来事に関する写真を見て、「おはなしシート」(順序や内容等の伝え方が明記されている)を活用して教師に詳しく話をする。 ・その日の出来事について、名称や内容をトーキングエイドに入力する。(ICT 機器等のコミュニケーション機器の活用について) ・口周りのマッサージや口形模倣等を行い、声量を上げたり発音を明瞭にしたりする。 ・自分の行きたいところややりたいことを写真カードを使って表し、感じたことを話す。 ・学習内容を写真化したカードを用いて、その日に行った学習について、教師や友だちからの質問に答える。					

32